保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令

保護司の選考に関する規則（平成十三年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第十条　［略］ （欠格条項） **第十条の二**　法第四条第三号の法務省令で定める者は、精神の機能の障害により保護司の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （解嘱手続） **第十一条**　法第十二条第二項の規定による解嘱については、第十条を準用する。	**第十条**　［同上］ ［条を加える。］ （解嘱手続） **第十一条**　法第十二条第二項の規定による解嘱については、前条を準用する。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。